



戸籍を法人請求される方へ

～第三者請求について～

I) 窓口に来庁される場合に必要となるもの

- (1) 利用の目的を記載した請求（申出）書の提出
 - ・ 請求する具体的な理由を明記。用紙（様式）は問いません。
詳細については下記の「窓口申請書の記入について」をご参照ください。
- (2) 利用目的について確認できる疎明資料の提示
 - ・ 契約書や公正証書等の写し、死亡記載のある住民票の写しなど
 - ・ 契約時から会社名や債権者が変更している場合は、社名変更が確認できるものや債権譲渡書など
- (3) 法人の代表者資格を確認できる書類の添付
 - ・ 「法人登記事項証明書」、「代表者資格事項証明書」など（発行から3ヶ月以内のもの。申出があれば複写後還付）
- (4) 請求者の代理人が申出する場合は、(3)と代理権限を確認できる書類の添付
 - ・ (3)の『代表者の資格を証する書面』+「代表者が作成した委任状」又は「社員証」あるいは「在籍証明書」など
- (5) 申出者の本人確認
 - ① 1点で確認OK・・・運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、顔写真付の住民基本台帳カード、身体障害者手帳、療育手帳、在留カード、官公署発行の顔写真付の免許・資格・許可証等
 - ② 2点確認が必要・・・健康保険証、共済組合員証、年金手帳・証書、恩給証書、後期高齢保険証、介護保険証、写真なし住基カード、社員証、学生証、戸籍謄本等の交付申請書に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書等

II) 窓口申請書の記入について

- ①欄 必要なものに通数をご記入ください。
- ②欄 必要な方の本籍・筆頭者氏名・必要な方の氏名（生年月日）をご記入ください。
- ③欄 請求者である法人名・所在地・代表者の役職と氏名・連絡先をご記入いただき、押印してください。
 - ※ 「請求者」は代表者の資格を証する書面の中に記載されている方です。その書面の中に記載されているとおりにご記入ください。
 - ※ 押印に使用する印鑑については、法人又は代表者資格のわかるものが必要です。代表者の資格を証する書面の中に記載のない支店等の印鑑では請求いただけません。
- ④欄 請求者ではない代理の方が申出する場合には、代理人の住所・氏名・連絡先をご記入ください。

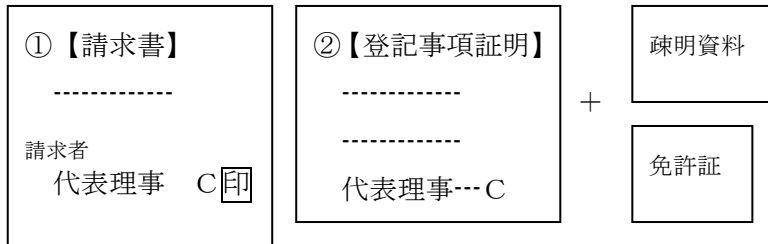
Ⅲ) 根拠法令

戸籍法

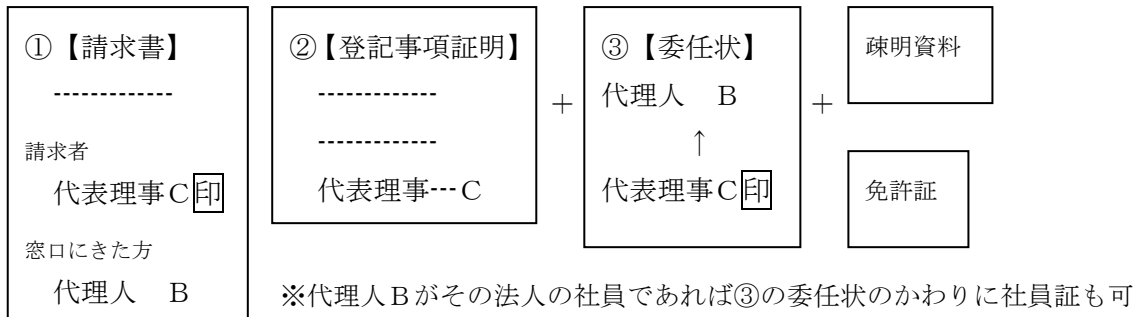
- ◇ 第三者請求（法 10 条の 2 第 1 項＝自己の権利の行使、義務の履行等）
- ◇ 申出時の明示事項（規則 11 条の 3＝法務省令で定める事項）
 - ①請求者の氏名及び住所
 - ②請求者が法人の場合はその名称、代表者又は管理人等の氏名及び所在地、法人又は代表者等の押印
※代表者等の押印については、住民基本台帳事務処理要領 4 - (3) - ① - ア - (ア) - A を準用し、申出書において法人の申出の意思を明らかにすることとしています。
 - ③請求者の代理人が申出する場合は代理人の氏名及び住所
- ◇ 本人確認の方法（法 10 条の 3 第 1 項→運転免許証、住基カード等、規則 11 条の 2 で規定）
- ◇ 代理権限の確認方法（法 10 条の 3 第 2 項→委任状、社員証等、規則 11 条の 4 で規定）
- ◇ 疎明資料等の提供（法 10 条の 2 及び法 10 条の 4＝利用目的等の正当性を確認）

Ⅳ) 申請例

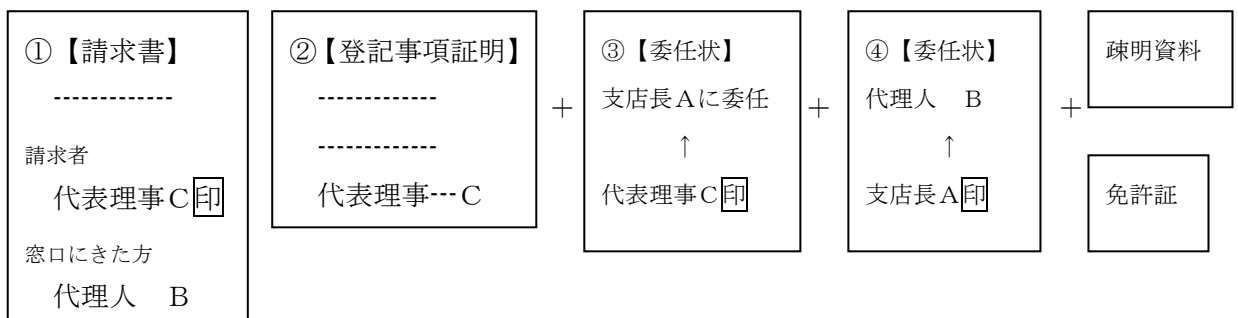
例 1 請求者である代表理事本人が申請の場合



例 2 請求者である代表理事が来庁者Bへ委任した申請の場合



例 3 請求者である代表理事から支店長Aへ、支店長Aから来庁者Bへ委任した申請の場合



① と②③④の整合が必要です。

<見本>

代表者事項証明書

会社法人等番号 × × × × ×
名 称 ○○銀行
主たる事務所 北海道帯広市西1条南50丁目100番地
代表者の資格、氏名及び住所

北海道帯広市西5条南7丁目1番地 1
代表理事 北海 一郎

北海道帯広市大空町30丁目80番地
代表理事 函館 優

これは上記の者の代表権に関して登記簿に記録されている現に効力を
有する事項の全部であることを証明した書面である。

平成△△年△月△日

▲▲法務局 ▲▲支局

登記官

□□ □□印

※「代表者の資格を証する書面」で氏名の確認できる方が請求資格者となります。